



基発 1018 第 1 号
令和 4 年 10 月 18 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規則の一部を
改正する省令について

労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規則の一部を改正する省令（令和 4 年厚生労働省令第 148 号）が令和 4 年 10 月 18 日に公布され、令和 5 年 4 月 1 日から適用されることとなった。その改正の趣旨、内容等については、下記のとおりであるので、関係機関に対する周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきを期されたい。

記

1 改正の趣旨

現在、労働安全コンサルタント試験及び労働衛生コンサルタント試験に係る試験の実施及び合格発表については、官報で公告することとされており、試験実施から合格発表期間まで約 45 日程度を要していることから、受験者の利益向上のため、所要の改正を行ったものであること。

2 改正の概要

- (1) コンサル試験の日時、場所その他試験の実施に必要な事項の官報公告の廃止（労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規則（昭和 48 年労働省令第 3 号。以下「規則」という。）第 6 条関係）

コンサル試験の日時、場所その他試験の実施に際し必要な事項の公表について、官報による公告を廃止し、厚生労働省及び試験協会のホームページに掲載することとしたこと。

- (2) コンサル試験の合格者の受験番号の公表における官報公告の廃止（規則第